

令和 7 年度

【宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機購入費補助金について】

補助金額＝補助対象費用の 3 分の 2（上限 1 万円）

※購入後 30 日以内もしくは令和 8 年 1 月 30 日（金）のいずれか早い日までの申請が必要です。

	補助金交付申請の手順
申請者	1 対象者（補助金申請ができる方）・・・以下の条件に全てあてはまる方 ・市内にお住まい（住民票がある）で、市税の滞納が無い方 ・満 60 歳以上の方または満 60 歳以上の方と同一の世帯である方 ・暴力団関係者でない方
	2 家電量販店等にて、補助対象の電話機を購入 【補助対象の機能】 以下①、②の機能をどちらも備えていること（または迷惑電話番号データベースに登録された情報などにより、自動で判別して着信を拒否または警告表示する機能がある電話機でも可）。 ① 相手方に警告音声を発する機能 ② 通話中にその内容を自動録音する機能 ※上記の①、②どちらかの機能が無い場合、補助の対象外となります。ご購入の際には、販売店等にて補助対象機種であることを十分ご確認ください。
	3 危機管理課（宇佐市役所本庁舎 3 階）へ下記の書類を提出 ※安心院地域、院内地域にお住まいの方は、両支所地域振興課でもご提出できます ※ <u>通帳</u> （振込先確認のため）をご持参ください。 【提出書類】 ① 補助金交付申請書（様式第 1 号） ② 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第 2 号） ③ 補助金請求書（様式第 4 号） ④ 領収書（レシート可） ※購入者（申請者）の氏名および購入した電話機の機種名や品番が記載されていること ⑤ カタログまたは取扱説明書 ※提出書類は市のホームページからダウンロードして、事前にご記入のうえご持参していただいても結構です。
市	「宇佐市特殊詐欺等防止機能付き電話機等購入費補助金交付決定通知書」を申請者宛て送付
	補助金請求書に記載された口座に補助金を振込 ※提出された書類に不備等がなければ、15 日以内に行います。

お問合せ先：宇佐市役所 危機管理課 交通防犯係 ☎27-8112（直通）